

Q9 公務員の労働基本権は、どうなるのですか？

A9

2008年6月に成立した国家公務員制度改革基本法第12条の「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」に基づき、労使関係制度検討委員会において検討がすすめられています。協約締結権が認められる範囲、法律や予算との関係、交渉システムのあり方など多くの課題が

あります。検討委員会は、09年中に結論を得ることで進められています。しかし、労働基本権の1つである団体行動権（争議権）の付与については検討されていません。

私たちの要求は、労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）の完全回復です。すべての公務員が享受できる当然の権利です。私たちの要求から乖離した検討であってはならず、検討委員会へ私たちの見解・要求などを主張していきます。

戦後、労働運動の高揚を恐れたマッカーサーによって奪われた労働基本権

戦後、憲法がすべての労働者の労働基本権を保障するもと、劣悪な労働条件におかれていた公務員労働者は争議権を行使し、政府との直接交渉で大幅な賃上げを勝ち取るなど、戦後の労働運動や民主主義運動の担い手として奮闘しました。

しかし、労働運動の高揚に危機感をいだいた占領軍司令官マッカーサーは1948年7月、公務員の争議権と協約締結権の行使を禁止する書簡を日本政府に送りました。これを受けた政府は、政令201号を出し公務員の労働基本権を一方向的に剥奪しました。

公務と民間の労働者のたたかいを分断し、労働運動全体の勢いを弱める狙いがあったことは明らかです。

労働基本権とは

● 団結権

労働団体（労働組合）を結成する権利

● 団体交渉権

使用者と対等に交渉する権利

● 団体行動権（争議権）

ストライキなどでたたかう権利。公務員は、この権利が制約されているばかりか、刑事罰まで課せられている。

Q10

消防職員、刑務所職員などには団結権の付与を見送る動きがありますが、どうしてですか？

A10

消防職員についても憲法28条の団結権は保障されています。しかし、地方公務員法52条5項で職員団体の結成と加入が禁止されています。消防の団結権否定は世界では日本だけと言われます。ILO（国際労働機関）結社の自由委員会は、21世紀に入っても3回にわたり消防職員の結社の自由に関して日本政府に勧告をしています。

地公法での禁止規定でも、行革推進本部専門調査会報告でも団結権否定について「厳正な規律と統制ある迅速果

敢な部隊活動が常に求められ」、団結権付与は「上命下服の服務規律の維持が困難」「職務の遂行が困難になり、国民生活等に悪影響」を及ぼしかねないと主張されています。しかし団結権獲得は、働きやすい職場環境をつくりだし、人材確保にも資するし、何よりも国民の生命・財産を守る自覚的な職場規律をつくることにつながります。国際的にも、憲法上からも逸脱する消防、刑務所職員の団結権否定は通用するものではありません。

Q11

人事院勧告制度は、どうなるのですか？

A11

1948年に強行された労働基本権剥奪と同時に、その「代償措置」として人事院勧告制度が発足し、現在に至っています。

労働基本権制約の「代償措置」としての人事院勧告制度ですから、制約がなくなれば人事院勧告制度は不要となり、労使交渉で賃金が決定されることとなります。

しかし、賃金その他の給与は国会や地方議会で決定するという関係もあり、民間とは異なる公務員特有の法整備の検討も必要になってきます。交渉のあり方や交渉不調の場合における第三者機関等による調整のシステムをどうするのか等、人事院勧告制度の廃止に伴う様々な検討が必要となってきます。